

地方の道路整備や老朽化対策の財源確保に関する意見書

現在、我が国は、人口減少による地域経済の縮小や少子高齢化の進展など、大きな課題に直面している。

これらの課題を克服し地方創生を実現するためには、既存の道路を最大限に活用するとともに、必要な道路整備を着実に進めることにより、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させる必要がある。

このような中、本県においては、これまでも関係機関と連携し、国に対して道路整備の必要性を強く訴えてきた結果、四国8の字ネットワークの整備率が52%まで伸び、整備された地域では観光客の増加や新たな企業が誘致されるなど、さまざまな効果があらわれてきている。

しかしながら、県内の東部や西南部にはミッシングリンクがまだ多く残っており、高規格道路の整備効果を地域の隅々まで波及させるには至っていない。

一方で、近年、建設から50年以上経過した橋梁やトンネルなどが増加しており、地域住民が安全・安心に道路を利用するためには、計画的に老朽化対策を行うことが重要である。

これらのことから、高規格道路のミッシングリンクの解消や老朽化対策など、地域住民の命と暮らしを守るための道路整備を着実に進めるため、長期的かつ安定的な道路関係予算の確保が必要不可欠である。

よって、国におかれては、高規格道路から生活道路まで地域が真に必要な道路整備や道路施設の老朽化対策などを行うための予算を長期的・安定的に確保するため、新たな財源制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 様